

近代日本の公共施設における病者をめぐる法的処遇

日本学術振興会特別研究員
/生存学研究センター特別研究員
川端美季 mikikwbt@gmail.com

1. はじめに

本報告は、公的機関の取締規則における「病者」をめぐる扱いについて整理し、公共空間での「病者」の扱われ方の一端を明らかにする。本報告では、1880年代の各府県における乗合馬車、人力車、湯屋などの取締規則を検討した。

2. 乗合馬車・人力車について

乗合馬車は不特定多数の人を運ぶ機関であり、人力車は人力で人を輸送する車であり、ともに明治期から発展した交通機関である。1886年頃から乗合馬車に関する取締規則が府県ごとにできていくようになった。1886年には大阪府で、1887年には岩手県、三重県、岡山県などで「乗合馬車取締規則」が施行された。また人力車については、1885年に大阪府で、1887年に三重県、岡山県、1888年に千葉県などで「営業人力車取締規則」が制定された。多くの「乗合馬車取締規則」及び「営業人力車取締規則」ではある人々についての利用を禁じていた。その人々とは以下である。

「乗合馬車取締規則」

- ・六種傳染病疥癬癩病其他乗客に於て厭忌すへき病状ある者(大阪1886、岩手1887、三重1887、千葉1887)
- ・瘋癲者暴行者亂酔者及乞食体の者(大阪1885、岩手1887、三重1887、岡山1887、千葉1888)

「営業人力車取締規則」

- ・六種傳染病、疥癬、癩病、患者及び乞食体の者(大阪1885、三重1887、富山1887、岡山1887、千葉1888)
- ・暴行者及看護人なき白痴瘋癲(大阪1885、富山1887、岡山1887)

* ()内は府県名と制定された年を示す。

* 六種傳染病とは、コレラ、発疹チフス、ジフテリア、腸チフス、赤痢、痘瘡を指す。



乗合馬車

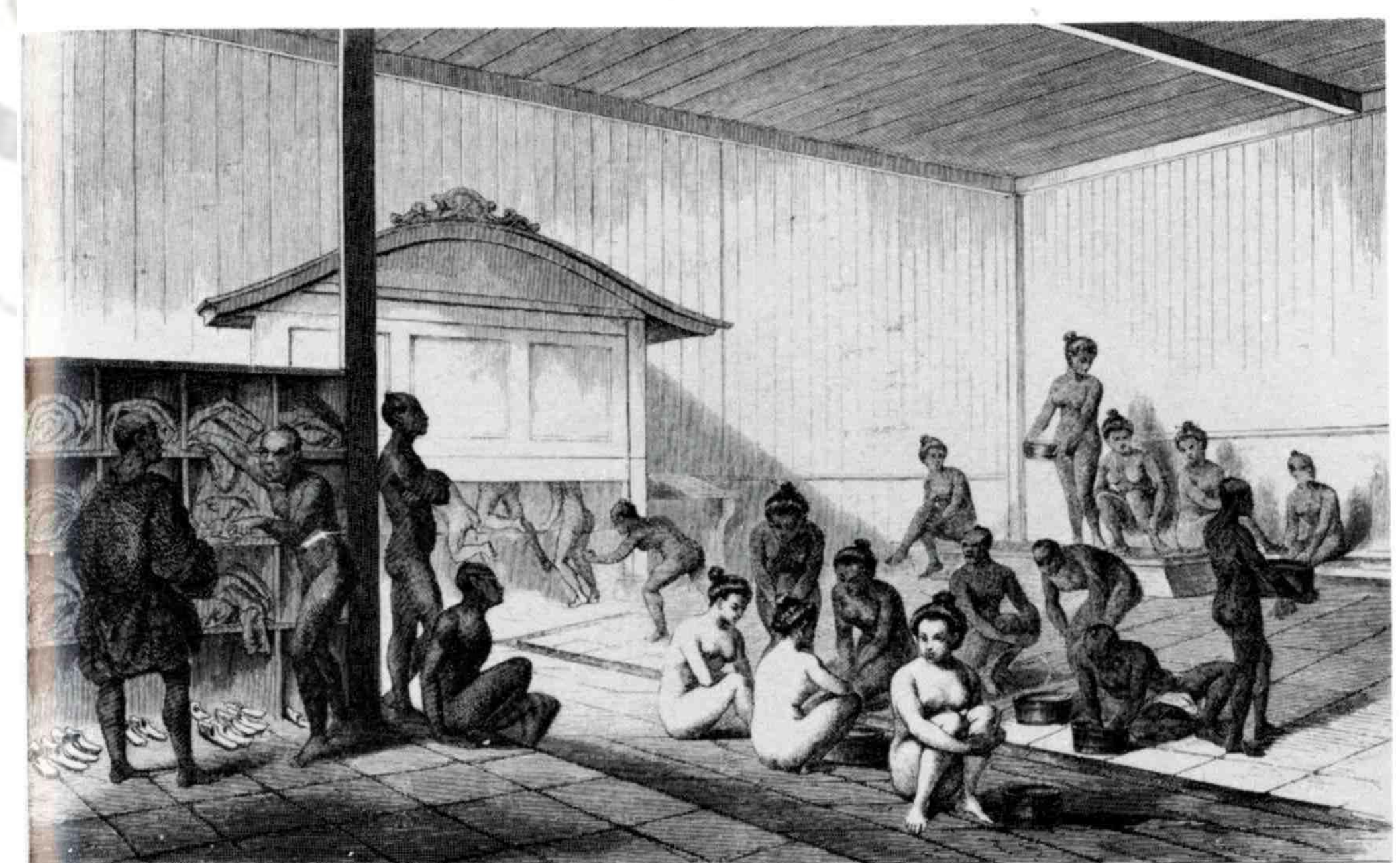


人力車

3. 湯屋について

湯屋は、明治期以前からある日本の都市部を中心とした入浴施設であるが、明治期以降、府県ごとの取締規則によって規制された。1889年に東京府で最初の湯屋取締規則が制定されてから、各府県は「湯屋取締規則」や「湯屋営業取締規則」を制定していった。「湯屋取締規則」の内容は各府県によって異なる。そのなかにはある人々の利用を禁じる条項を有するものもあった。そうした人々を整理すると以下ようになる。

- ・単身での老幼若くは衰弱者(岩手1883)
 - ・看護人なき老幼(大阪1885、富山1886、埼玉1888)
 - ・亂酔者(岩手1883、山口1887)、泥酔人(富山1886)
 - ・人の厭忌する疾患者(梅毒、疥癬の類)(京都1886)
 - ・忌避すへき悪症患者(山口1887)
 - ・酔狂人等にして他人の妨害をなすものと認めたる時(岡山1886)
 - ・瘋癲人又は酔狂人と認むる者(三重1887)
 - ・白痴瘋癲者(群馬1889)
 - ・其他危険と認むる病者(大阪1885、富山1886、埼玉1888)
- * ()内は取締規則を制定した府県名と制定年を示す。



1860年代の湯屋の様子

3. むすびにかえて

上記の取締規則以外にも、遊技場や雇人受入宿などの取締規則において特定の人々の利用が禁じられてきた。たとえば、1887年富山県で定められた「遊技場取締規則」では、「白痴瘋癲及酩酊人」の利用が禁じられ、同年同県の「雇人受宿取締規則」では、「白痴瘋癲の者」の利用が禁じられていた。

上記の取締規則をみると、利用を禁じられていた人々はだいたい五つに区分することができる。1. 伝染病者、2. 看護人のいない老人幼児、3. 泥酔者、4. 白痴瘋癲者、5. 他者に危害を与える者である。乗合馬車及び人力車と湯屋の取締規則における大きな違いは、乗合馬車及び人力車の取締規則では、六種傳染病などの急性伝染病者の利用を禁じており、湯屋に関する取締規則では忌避する疾患者、梅毒・疥癬が例に挙げられていることから慢性伝染病者の利用を禁じている点である。これは乗合馬車などは不特定の人が入れ替わり移動する機関であり、急性伝染病を防がなくてはならないという観点からの規制だと推測される。もうひとつの大きな違いは、湯屋に関する取締規則にのみ「其他危険と認むる病者」という語が用いられている点である。これはどのような病者なのか、危険というのは誰にとって危険なのか今後考察していく必要がある。